（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準の一部改正）

第七条　平成十一年金融監督庁大蔵省告示第六号（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「物品又は物件」及び「物品若しくは物件」を「物件」に、「規則第五十六条の二第二項第十二号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条」を「この項」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「規則第五十六条の二第二項第二十三号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第九十八条第一項第十二号に掲げる」に改める。

○金融庁厚生労働省告示第一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第四十五条第五項第十一号及び第三十八号の規定に基づき、平成十年大蔵省労働省告示第二号（労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年二月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条第一項中「物品又は物件」を「物件」に、「規則第四十五条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる」に改め、同条第二項中「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「規則第四十五条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる」に改める。

○金融庁農林水産省告示第一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）第三十五条第二項第十二号及び第三十号の規定に基づき、平成十年金融監督庁大蔵省農林水産省告示第十四号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年二月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

第二条第一項中「リース物品等」を「機械類その他の物件」に、「命令第三十五条第二項第十二号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第十条第二十三項第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。」を削り、「この条」を「この項」に、「第三十五条第二項第十二号に規定する」を「第三十五条第二項第十二号の」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「命令第三十五条第二項第十二号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第十条第二十三項第一号に掲げる」に改める。

第三条第六号中「物品若しくは物件」を「物件」に改める。

○金融庁農林水産省告示第二号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）第二十六条第三項第五号及び第十四号並びに第四項第十号及び第二十七号の規定に基づき、平成十年大蔵省農林水産省告示第二十一号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年二月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

第一条中「第四項第三号に規定する」を「第四項第三号の」に改める。

第二条第一項中「リース物品等」を「機械類その他の物件」に、「及び次条第六号に掲げる」を「並びに次条第六号に掲げる」に、「命令第二十六条第三項第五号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務又は同条第四項第十号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条」を「この項」に、「第四項第十号に規定する」を「第四項第十号の」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「命令第二十六条第三項第五号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務又は同条第四項第十号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条」を「この項」に、「第四項第十号に規定する」を「第四項第十号の」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「命令第二十六条第三項第五号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務又は同条第四項第十号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる」に改める。

第三条中「第四項第二十七号に規定する」を「第四項第二十七号の」に改め、同条第六号中「物品若しくは物件」を「物件」に改める。

○金融庁農林水産省告示第三号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第九十七条第二項第十九号及び第三十八号の規定に基づき、平成十三年金融庁告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年二月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

第十三条第一項中「物品又は物件」を「物件」に、「以下この条」を「次項」に、「規則第九十七条第二項第十九号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第五十四条第四項第二十号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条」を「この項」に、「第九十七条第二項第十九号に規定する」を「第九十七条第二項第十九号の」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「規則第九十七条第二項第十九号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第五十四条第四項第二十号に掲げる」に改める。

第十四条第七号中「物品若しくは物件」を「物件」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）